

## 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

(石垣市観光交流協会において基本とする項目・第1版)

一般社団法人 石垣市観光交流協会  
感染症対策衛生管理チーム

八重山諸島の玄関口である石垣市における本ガイドラインは、石垣島や周辺離島がご高齢者の多い生活環境であることや医療機関の環境、また観光産業の独自性を考慮したうえで、全国の各種団体が制定したガイドラインに基づき作成したものです。

石垣市民及び観光従事者の健康と安全の確保を基本にするとともに、ご来島のお客様には安心して石垣島でのご旅行を楽しんでいただけるよう、各施設が取組むべき予防対策を明示しております。

石垣市の宣言により 6月1日から観光客受入が再開されます。島外からのお客様を安全にお迎えすべく、本ガイドラインを石垣市観光交流協会会員共通のものとし、会員への周知、各事業所における従業員の感染防止に真摯に取り組んで参ります。

本ガイドラインは、宿泊施設・観光施設・運輸（タクシー・バス・船舶）・小売業・マリンの部門別に掲載されており、各事業所の実情に合わせた対策を講じることと致します。また、感染症が及ぼす影響や社会情勢を鑑みるとともに、お客様の要望、専門家の助言、各事業所の環境を考慮し、隨時更新されるものと致します。

第1版 2020年5月28日  
一部改訂 年月日

**【石垣市観光交流協会において基本とする項目】**

※お客様や従業員の中に無症状感染者がいる可能性をふまえた感染防止策を行う

**1. 基本チェックリスト**

- 従業員の就業前の検温、手指消毒の徹底、マスクの着用
- 施設入口及び施設内の手指消毒設備の設置
- 身体的距離の確保(接触・飛沫感染の防止)
- 換気の徹底
- お客様に対するマスク着用・手指消毒のお願いの周知

**2. 基本的な感染防止予防策****① 従業員における感染予防衛生対策及び健康管理****■日々の体調管理**

- ・全従業員を対象に就業前の体温測定及び健康チェックを行う

**■手洗い手指消毒の徹底**

- ・就労前、就労中、休憩中にかかわらず、化粧室使用、清掃、喫煙、飲食、自身の顔に触れる等の行為、また他従業員やお客様との物品のやり取りで接触があった場合は、手洗いや手指の消毒、うがいを意識して行う

**■マスク等の着用**

- ・就業中はマスクを着用する。就業時間外においても人と接触する場所ではマスクの着用を意識して行う

**■身体的距離の確保（対従業員・対お客様）**

- ・お客様と従業員、従業員同士及びお客様同士の濃厚接触ができるだけ避けるために、身体的距離をできるだけ 2 m 確保する（最低 1m）

確保できない場合は、アクリル板設置等飛沫感染防止の対策を講じる

**■休憩所の清掃・消毒の徹底**

- ・従業員用の休憩所は特に感染リスクが高い場所であることを留意する

**② 施設内における感染予防衛生対策****■定期的な施設内の清掃、消毒の実施**

- ・触れる機会が多い箇所(ドアノブ、扉や窓、エレベーター内外のボタン、階段の手すり、化粧室の扉やレバー等)の消毒を定期的に実施、館内の消毒と清掃を強化する

**■換気の徹底**

- ・空調は常時稼働し、出入口の窓を開ける等定期的な換気を行う

**■手指消毒設備の設置**

- ・施設内各所に手指消毒設備を設置し、こまめに補充を行う

■飛沫による感染防止対策

- ・身体的距離の確保を基本とする。確保が困難な際は、お客様と対面する場所においては透明ビニールカーテンやアクリル板等を設置する

■接触による感染防止対策

- ・金銭や商品、資料のやり取りはなるべく接触のないようにする

③ お客様へご協力依頼する感染予防衛生対策

■マスク着用のお願い

■手洗い、手指消毒のお願い

■身体的距離はできるだけ 2m を意識する（最低 1m）

■密閉・密集・密接の回避を意識した行動のお願い

■キャッシュレス決済の推奨

以上の内容をポスターの掲示、店内アナウンス等でお客様への周知徹底を図り、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底致します

3. 感染疑いのあるお客様への対応

■万一、発熱や呼吸困難、倦怠感等、感染の疑われるお客様がいらっしゃる場合、各施設指定の待機場所で待機、マスク着用をお願いし、外に出ないよう依頼する（ご同行者様も同様）

■事前に他のお客様と区分して待機できる場所を決めておく

■対応するスタッフを限定、マスクや手袋等を着用し感染予防に細心の注意を払う

■当日のお客様名簿等を確認し、保健所への提出に備える

■他のお客様への情報提供は、保健所の指示に従う

【感染疑いに関する相談・報告窓口】

・石垣市健康福祉センター 0980-88-0088

・八重山保健所 0980-82-4891

※石垣市指定の窓口及び対応方法に従う （調整中）